平成２７年（フ）第２４０号
熊本県天草市楠浦町11番地の２
債務者　有限会社天草真珠資材
代表者取締役　岡　　節也
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　修英
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月８日午前10時
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２１４号
北九州市八幡東区勝山１丁目６－25
債務者　株式会社エムテクノ
代表者代表取締役　村上　　孝
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　典子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月10日午前11時30分
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１５９号
三重県鈴鹿市庄野共進１丁目４番15号
債務者　株式会社ｅ－ＬｉｆｅＤｅｓｉｇｎ
代表者代表取締役　小橋　和夫
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　建志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月11日午前11時
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３５号
三重県伊勢市黒瀬町606番地７
債務者　有限会社チャームクリン
代表者清算人　大西　大善
1　決定年月日時　平成27年５月29日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　室木　徹亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月30日午前10時
津地方裁判所伊勢支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第２８号
三重県名張市南百合が丘３番地
債務者　筒井　　肇
1　決定年月日時　平成27年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長尾　英介
4　破産債権の届出期間　平成27年６月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月９日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第３６号
宮城県加美郡加美町宮崎字東町61番地
債務者　今野　利満
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　舘脇　幸子
4　破産債権の届出期間　平成27年７月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月３日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第３４号
福島県郡山市富久山町久保田字水口90番地
サトウハイツＡ101号
債務者　加藤　静枝
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細川　卓也
4　破産債権の届出期間　平成27年７月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月31日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第１４８号
茨城県水戸市千波町2350－５千波第一マンション308号室、住民票上の住所茨城県水戸市田谷町35番地の２
債務者　石井　　明
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木名瀬修一
4　破産債権の届出期間　平成27年７月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月２日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１６３号
神奈川県小田原市風祭509番地　佐野アパート１－１
債務者　蓑宮　　健
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中根　大輔
4　破産債権の届出期間　平成27年７月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月31日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１０７号
青森市中佃２丁目20番８号
債務者　大久サカイ
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　乙山　直美
4　破産債権の届出期間　平成27年６月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月26日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２８号
奈良県桜井市大字外山1360番地の１
債務者　尾崎　宏徳
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福井　英之
4　破産債権の届出期間　平成27年７月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月25日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１７３号
埼玉県草加市両新田西町368番地29
債務者　待井　洋子
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内藤　貴幸
4　破産債権の届出期間　平成27年７月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月28日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第５８号
鹿児島県薩摩川内市下甑町片野浦453番地１、前住所鹿児島県薩摩川内市下甑町片野浦414番地２　片野浦浜田住宅102号
債務者　大毛　次生
1　決定年月日時　平成27年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　秀郎
4　破産債権の届出期間　平成27年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月１日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第１６０号
金沢市古府１丁目77番地　グロリアスガーデン202号、従前の住所石川県能美市和光台１丁目94番地
債務者　ＳＰＥＲＡＲＥこと　畑中　　望
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　基之
4　破産債権の届出期間　平成27年６月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月２日午前11時45分
6　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第６７２号
札幌市西区平和２条８丁目９番１－303号
債務者　柿沼　義則
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川北　映輔
4　破産債権の届出期間　平成27年６月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月８日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部